



新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対策について

1. 職員のマスク着用

市施設利用者の安心・安全の確保や業務継続の観点から、当面の間、市施設屋内において職員（指定管理者を含む）は、マスクの着用を継続する。

また、屋外においては、状況に応じてマスクを着用するものとする。

2. パーティションの設置

窓口のパーティションは、現状どおり設置を継続する。

3. 公共施設等の利用

市内各文化センター及び人権福祉センター、指定管理に伴う基幹集会所（31施設）で行っていた会食を目的とした施設の利用制限については、5月8日（月）から解除する。

4. 開始時期等

上記1～2については、5月8日（月）以降も継続する。

この取扱いについては、社会情勢を確認し、随時更新する。

5. その他

新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症警戒本部へ移行する。